

平成 30 年第 1 回定例会

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 30 年 2 月 8 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[2月8日(木)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	3
4 会期の決定	4
5 議第1号から議第5号までの 5件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	12
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	16
8 管理者挨拶	16
9 閉会の宣言	16

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月8日	木	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 議第1号～議第5号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 議第 1号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 2 議第 2号 指定金融機関の指定について
- 3 議第 3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について
- 4 議第 4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 5 議第 5号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

平成30年2月8日（木）午後2時 開会

於 議 場

○出席議員（17名）

1番	浅田良弘	2番	井川弘二郎
3番	高橋好彦	4番	秋山治美
5番	内山慎一	6番	杉山武司
7番	小澤隆	8番	深田昇
9番	山口嘉昭	10番	稲葉富士憲
11番	二藤武司	13番	原喜久雄
14番	山田直志	15番	小長谷順二
16番	片岡章一	17番	渡邊博夫
18番	植松恭一		

○欠席議員

12番 米山祐和

○欠 員 （なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	大沼明穂	副管理者	森延彦
副管理者	小野達也	消防長	山中史隆
消防部長	小森泉	警防部長	山本竜也
総務課長	大村創一郎	予防課長	飯田万也

警防救急 課長	今井 將一朗	通信指令 課長	岡本 一
第1方面 本部長兼 沼津北 消防署長	山本 道雄	第2方面 本部長兼 田方中 消防署長	山下 克俊
第3方面 本部長兼 伊東消防 署長	山田 聖二	清水町 消防署長	高木 亮司
東伊豆 消防署長	久我谷 精	田方北 消防署長	植田 敏嗣
田方南 消防署長	堀江 育夫	会計室長	山村 光広

○議会事務担当職員

書記長	玉川 稔	書記	安立 和弘
書記	草場 大介	書記	渡邊 光隆
書記	佐野 由生子		

○議事日程

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

平成30年2月8日（木曜日） 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 会期の決定
 - 第4 議第1号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
 - 第5 議第2号 指定金融機関の指定について
 - 第6 議第3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について
 - 第7 議第4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
 - 第8 議第5号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算について
 - 第9 消防行政に対する一般質問
 - 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。日程第1 会議録署名議員を議長から指名いたします。

8番 深田昇議員、10番 稲葉富士憲議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る11月、12月の定例検査結果報告及び地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告が監査委員からそれぞれ報告書として提出され、その写しをお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、平成29年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、米山祐和議員から、公務のため、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（植松恭一）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

平成30年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松恭一議長に御出席をいただき、開催いたしました。その概要について御報告を申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、議第1号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について、議第2号 指定金融機関の指定について、議第3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について、議第4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正に

ついて、議第 5 号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は 2 人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから、会期につきましては本日 1 日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は 1 日と決定いたしました。

◎議第 1 号から議第 5 号までの 5 件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第 4 議第 1 号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）から日程第 8 議第 5 号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

この 5 件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（大沼明穂）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議第 1 号の案件につきましては、平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第 2 号の案件につきましては、指定金融機関の指定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第 3 号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第 4 号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第5号の案件につきましては、平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○消防部長（小森 泉）

それでは、議第1号から議第5号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議第1号 駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）についてでございます。

本補正予算は、平成30年度当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託費及び賃借料について、平成29年度中に入札執行ができるように地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為として定めるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

債務負担行為の事項、期間及び限度額については、記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書については、記載のとおりでございます。

次に、議案書の5ページをお開きください。

議第2号 指定金融機関の指定についてでございます。

当組合の指定金融機関につきましては、現在、スルガ銀行を指定してございますが、本年5月31日をもって指定終了となるため、6月以降の指定金融機関を指定する必要があることから、議案としたものでございます。

指定金融機関の選定方法につきましては、構成市町内に支店を有し、現に地方公共団体の指定金融機関として実績が多く、また、事務手数料などを考慮しまして、スルガ銀行を指定することといたしました。

次に、議案書の7ページ、8ページ及び別冊議案資料の1ページ、2ページをあわせてお開きください。

議第3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正についてでございます。

本組合の運営経費は、構成市町の負担金が主な財源であります。その運営経費に剰余金が生じた場合、現在は、共通経費は共同消防基金に積み立て、個別経費は個別の基金に積み立てるか、構成市町へ返還しているところでございます。

今回、伊東市及び東伊豆町から、個別経費の剰余金について、予算不足の際の財源補てん等を目的に、個別基金を設置したい旨の御要望がありました。

このことから、伊東市及び東伊豆町の個別基金を設置するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、本条例第2条及び第5条の各表に伊東市及び東伊豆町の基金の名称、基金財源、基金の処分内容を追加するものであります。

次に、議案書の9ページをお開きください。

議第4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正についてでございます。

本改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案資料の3ページからの、新旧対照表をお開きください。

改正箇所は、本条例別表のアンダーラインのある手数料額が変更となるもので、4ページの番号3の行、準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所、5ページ、6ページの、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等、10ページから13ページまでの15の行及び17の行の対象となる手数料の額を、それぞれ引き上げるものであります。

次に、議第5号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算についてでございます。

お手元に平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び平成30年度予算の概要をお示しさせていただいております。

初めに、平成30年度予算の概要の2ページをお開きください。

予算案骨子の要点について御説明いたします。

予算案骨子として、3つの項目を掲げました。

1つ目の消防・救急体制の充実として、複雑・多様化する災害に対し、職員の知識及び技術の向上に努めるとともに、消防車、救急車等の車両を計画的に更新・整備いたします。

また、救急救命士の養成や救急資器材を整備、医療機関と連携した傷病者の迅速かつ適切な救急搬送体制の確立など、救急・救命体制の充実を図ります。

2つ目の組織体制の強化として、職員の効率的かつ適正な配置を図りながら、バランスのとれた年齢構成を目指した採用・定員管理計画を策定します。

3つ目の経費負担区分の見直しとして、本組合も発足より3年目を迎えることから、統一した基準や計画に基づき、可能なものから共通経費に移行し、全署所において同一水準の消防体制の構築や運用を図ります。

以上の項目を掲げ、予算編成をいたしました。

次に、3ページをごらんください。

予算総額の状況について、御説明いたします。

平成30年度予算は、人事院勧告等による人件費の上昇分もあり、総額60億6,987万2,000円となり、前年度に比べ、2億6,839万2,000円の増で、4.63%の伸びとなっております。

特定財源を除く構成市町の負担額で比較しますと、2億5,807万9,000円の増となります。

構成市町の負担増の主な内容としては、人件費が人事院勧告や職員の昇給・昇格に伴い、前年度と比較し、2億2,209万7,000円の増となっているのが、第一の要因であります。

また、個別事情ではありますが、公債費のうち旧田方地区消防組合債において、平成27年度起債事業の元金償還に係る据置期間が経過したことから、平成30年度はすべての元金償還が始まるため、公債費全体で4,275万1,000円の増となっていることも、増額の要因であります。

以上の理由から、構成市町の負担が2億6,484万8,000円の増となるところでありますが、各事業において676万9,000円の節減を図ったことから、構成市町の負担の増額分を、2億5,807万9,000円まで抑制したものであります。

続きまして、予算書の1ページをお開きください。

議案の各条文について御説明いたします。

第1条の歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億6,987万2,000円と定めるものであります。

なお、第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりであります。

次に、第2条の地方債であります。

4ページをお開きください。

第2表地方債で、起債の目的と限度額を定めております。起債の目的は消防施設整備事業費、限度額は1億8,350万円と定めるものであります。

これは、平成30年度に更新する、はしご付消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車3台を、整備する事業であります。

1ページに戻りまして、第3条の一時借入金であります。

これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借入

れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、1億8,000万円と定めております。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目の市町負担金は、2億5,807万9,000円増の58億1,671万5,000円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料については、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ、11ページ上段の、2項手数料は、消防の許認可に係る危険物取扱及び煙火消費許可手数料等であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両等の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、13ページにかけての5款財産収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や、共同消防基金及び田方消防基金の利子などあります。

次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出しであります。

7款繰入金は、共同消防基金及び田方消防基金からの繰り入れです。

次に、14ページ、15ページにまいりまして、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しであります。

次に、9款諸収入1項預金利子は、歳計金の利子で、17ページにかけての2項雑入は、静岡県消防防災航空隊への派遣職員に係る人件費の県からの受け入れや、消防大学校等の職員研修に係る静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れ等あります。

10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款議会費であります。

議会費につきましては、定例会及び臨時会を各2回、議会運営委員会を定例会及び臨時会の開催日と別に、2回の開催を見込んだ議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの124万3,000円となっております。

次に、21ページにかけての、2款総務費の1項1目組合管理費であります。

これは、組合管理者等の報酬や財務・人事給与システムの維持管理費などの委託料及び使用料で、計上額は1,566万5,000円減の2,946万9,000円あります。

減額の主な理由は、田方消防基金積立事業の新規積立分を繰越額が不明瞭なため、前年度の1,400万円から共同基金と同額の1,000円にしたことによる減額が主なものであります。

平成30年度は、新たに伊東市及び東伊豆町の消防基金積立事業を追加いたしました。

次に21ページの下段、同款2項1目監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は前年度並みの27万8,000円となっております。

次に、22ページから27ページにかけての、3款1項1目職員管理費であります。

これは、人件費、研修費及び被服費などで、計上額は51億1,704万8,000円であります。

次に、28ページの下段から39ページにかけての、2目消防運営費であります。

これは、光熱水費、消耗品及び燃料費など消防本部、消防署及び消防指令センター等を運営していくための経費で、計上額は1億9,941万7,000円であります。

次に、38ページの下段から45ページにかけての、3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、また車両や資機材等の更新や点検整備などの経費で、計上額は5億5,423万1,000円であります。

平成30年度の主な事業としては、はしご付消防ポンプ自動車の更新や田方中消防署の自家用給油取扱所の整備などがあります。

次に、46ページの下段から49ページにかけての、4款公債費であります。

これは、旧田方地区消防組合の消防庁舎、消防車両及び消防救急デジタル無線等に係る起債償還金及び償還利子と、平成28年度及び平成29年度に駿東伊豆消防組合で起こした起債の償還利子で、計上額は1億6,318万6,000円であります。

最後に、5款予備費であります。

予備費は前年度と同額の500万円であります。

歳出は、以上となります。

次に、50ページをお開きください。

ここでは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、平成30年度末現在高の見込額を表の一番右の欄に記させていただいておりますが、駿東伊豆消防組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、16億7,724万4,000円であります。

次に、51ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては記載のとおりでございます。

次に、52ページから76ページまで、給与費明細書をつけてございます。

以上、管理者提出議案であります、議第1号から議第5号までを一括して提案理由の補足説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

議第1号、2号、3号、4号、5号以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第1号、2号、3号、4号、5号以上5件に対する討論を伺うことといたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 指定金融機関の指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

それでは、次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

消防行政について質問させていただきます。

私は、職員の採用と署長人事について、一般論としてお伺いしていきたいと思えます。

まず、職員の採用の問題ですけれども、市町村の採用を設定した形で、職員の採用ができないかということでございます。

地元消防団との連携等を図る上でも必要と考えております。

2つ目に、署長人事の問題ですけれども、当面の間、旧消防本部の職員からの登用というような御配慮が必要ではないかと、私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（大村創一郎）

市町村を設定した職員採用と署長人事についてお答えいたします。

初めに、職員採用につきましては、火災を始めとする、複雑多様化する災害から、地域住民の生命・身体・財産を守るために、採用試験の成績に基づき、優秀な職員の採用に努めなければなりません。

このことから、出身地にとらわれず幅広く職員の採用を行うため、市町村を設定した職員採用は考えておりません。

また、消防団との連携につきましては、火災や風水害などの合同訓練の実施や、出初式などの消防団行事に積極的に参加しており、顔の見える関係が構築されているものと考えております。

次に、署長人事についてお答えします。

人事異動につきましては、職員に様々な部署を経験させることで、個々の能力とモチベーションの向上を図るため、旧消防本部の枠組みを越えた職員の異動を行うことにより、消防本部全体が活性化するものと考えております。

このことから、署長の人事につきましても、旧消防本部の枠組みにとらわれることなく、経験や能力を考慮し、その職にふさわしい職員を登用してまいりたいと考えております。

○14番議員（山田直志）

理念というのは、誠にそうだと思っております。私も、今回質問をしながら非常

に自問自答しているところがあり、多少田舎質問かなと思っております。というのも、私どもは、消防署自身を、小さな町の中で自分たちで持ってきたという中で、やはり自分たちの町の消防署という意識というものが、まだ私たちの中にあるんですね。

今後、どんどん職員採用の中で、地元の子供たちが採用されていかないという状況になってきた時に、やはり私たちは、この消防に対する思いというのが、どういうふうに変わっていくのか。やっぱり本当に消防の皆さんを支え、また消防の皆さんに期待するものが大きいけれども、同時に、この気持ちがどのように変わっていくか考えてみた時に、100%そういう形にしろという訳ではないんですけれども、そういう部分に若干配慮、考慮される必要というのがあるのではないかと。ましてや、我々市町は、消滅自治体とも言われておりまして、なかなか若い人の仕事等を創出するというのも厳しい中にあります。そういう要素を加味していただきますと、今後とも、このようなことを考えていただくのも、私は広域消防が地域の皆さんに愛されて、地域の皆さんから期待される消防としていくためにも、必要な部分があるのではないかと。

広域のメリットや、そのことによって得られる高い消防力又はスペシャリストの育成ということに期待している反面、地域との関係性の構築という面に関しては、課題として、私は考えていただきたいと思っております。

当然、一般職への職員の派遣ですとか、いろいろなことを通じて、関係も築かれていくと思うんですが、特に私は今、そういうことが今後とも課題として必要ではないかと。とりわけ、私は東伊豆でございますけれども、今後、下田地区消防との統廃合ということで考えていきますと、こういう課題は、より切実な問題となってくるのを、私は実感しております。

今までやっている消防行政の在り方に落ち度があると思っている訳ではありません。今後、広域となった中で、市町と広域消防との関係性を良好な形で築くために、こういうことを、ぜひ考えていただきたいというのが、私の質問の趣旨でございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○総務課長（大村創一郎）

先程も、お答えいたしましたけれども、地域にとらわれず、幅広く職員の採用を行うために、市町枠を設定しました職員の採用というのは、今のところ考えておりません。

ただ、地域に根ざした消防となるよう今後とも努力してまいりたいと思っております。

ます。

○議長（植松恭一）

以上で、山田直志議員の一般質問は終了いたしました。

次に、8番 深田昇議員。

○8番議員（深田昇）

重大な消防法令違反のある防火対象物を公表する制度について質問します。

昨年2月議会において、当局より1月末現在で、本消防本部管内では、52件の違反対象物があるとの説明がありました。運用開始時に違反対象物を何件公表したのか伺います。

また、現在も違反対象物が公表されておりますが、是正等の状況はどのようになっているか伺います。

○予防課長（飯田万也）

運用開始時の違反対象物の公表件数について、お答えいたします。

初めに、昨年1月末現在、本消防本部管内にあった52件の違反対象物につきましては、平成29年4月1日の運用開始までに、36件の消防法令違反が是正されたことから、16件の公表となりました。

次に、公表している対象物の是正状況について、お答えいたします。

現在公表している対象物につきましては、関係者に繰り返し是正指導を行い、指導に従わない4件の対象物には、警告書の交付を行っております。

今後におきましても、違反対象物が1件でも少なくなるよう関係者にきめ細かく継続的に指導を行ってまいります。

○8番議員（深田昇）

ありがとうございます。

1月31日だったかと思いますが、札幌市の自立支援施設と思われる建物において、多数の死傷者が出た火災が発生しております。

消防法令違反をしますと、万が一、火災が発生した際の、被害の大きさ、影響に特に関係してきますので、引き続き、消防法令違反がある対象物の是正をしっかりと継続して行っていくことを、固くお願いして質問を終わりにします。

以上です。

○議長（植松恭一）

以上で、深田昇議員の一般質問は終了いたしました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として、議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（大沼明穂）

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、今定例会に御提出させていただきました各議案につきまして、慎重な御審議の上、御議決賜り、厚く御礼申し上げます。

組合議員の皆様におかれましては、今後とも管内消防行政発展のため、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方がますます御健勝にて御活躍されますよう、心から御祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 41 分 閉会

○地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 30 年 2 月 8 日

議 長 植 松 恭 一

議 員 深 田 昇

議 員 稲 葉 富士憲